奈良県訓令第六号

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和五年七月十日から施行する。

令和五年七月十日

奈良県知事　山　下　　真

別表の本庁における記号の表総務部の項中「政策推進課　政　推」を「政策推　万博推」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の項中「教育振興課　大学設置準備室　教　振　大　設」を「教育振興課　教　振」に改め、同表福祉医療部の項中「疾病対策課　コロナワクチン接種推進室　疾　対　コ　ワ　推」を「疾病対策課　疾　対　新　型」に改め、同表県土マネジメント部の項中「まちづくりプロジェクト推進課　まちプ　リニア推進・地域交通対策課　リ地交　大規模広域防災拠点整備課　広　防」を「まちづくりプロジェクト推進課　まちプ　リニア推進・地域交通対策課　リ地交　広域防災拠点課　広　防」に改める。

各部課室
各出先機関